



『ゴルフ場利用約款』

株式会社 市原ゴルフ倶楽部

(本約款の適用)

第 1 条 当ゴルフ場（付帯設備を含む）を利用される方は、快適で安全なプレーをお楽しみいただくため本規約に従ってご利用頂きます。

(利用契約の成立)

第 2 条 当ゴルフ場でプレーされる方はプレー当日フロントにおいて本約款をご確認のうえ所定の署名カードに署名を頂くことにより、当ゴルフ場は署名者の施設ご利用をお引き受けすることになります。

第 3 条 当ゴルフ場を利用しようとするときは営業の案内等によりプレー日及びスタート時刻を予約して頂きます。キャンセル時の違約手続きは当ゴルフ場の案内等に従って頂きます。

(利用引き受けの拒否)

第 4 条 当ゴルフ場は、次の場合には施設の利用並びに利用の継続をお断りすることがあります。

1. 満員のためスタート時間に余裕が無いとき。
2. 予約者が偽名を利用して申し込み、受付した場合は予約を取り消させて頂きます。ただし予約受付後及び施設利用開始後であっても適用します。
3. 入れ墨（タトゥー・タトゥーシールも含む）をした方の浴場の利用。
4. 天災、悪天候、その他の止むを得ない事情によりクローズするとき。
5. 技術が著しく未熟であって、他人のプレーに迷惑をかけたとき。
6. ルール・マナー及び警告を無視してスロープレーを改めないとき。
7. その他本約款に違反した場合並びに、当ゴルフ場の施設を利用されることが好ましくない事由があると判断した場合。

(暴力団等関係者の入場・施設利用の拒否)

第 5 条 当ゴルフ場は千葉県警察本部の指導により、暴力団組織ならびに構成員及びこれらと関わりがあると認められるすべての者の入場・施設利用を固くお断りいたします。予約後に認知した際は、その契約を無効とし、予約を取り消させていただきます。また、施設利用開始後に認知したときは直ちに利用の継続をお断りさせて頂きます。

(休場日・施設開閉時間)

第 6 条 当ゴルフ場の休場日と施設開閉時間は当ゴルフ場の規定によりますが、臨時的に変更することがあります。

(金銭その他貴重品の保管)

第 7 条 金銭その他貴重品は自己責任のもと管理して下さい。尚、当クラブ備え付けの貴重品ロッカーをご利用下さい。又は、フロントにてお預かりいたします。お預かりした品物以外に対しては一切の責任を負いません。

(携帯品等の紛失)

第 8 条 カードホルダー及びカートのリモコンの紛失による事故については、当クラブは一切の責任を負いませんので十分に注意してください。尚、カードホルダー及びカートのリモコンを紛失した場合は速やかに届け出て下さい。また、カードホルダー及びカートのリモコンを故意に紛失破損された場合は、修理実費をご負担いただきます。

(駐車場の利用)

第 9 条 当ゴルフ場でプレーされる方は、当ゴルフ場の駐車場を利用することができます。但し、自動車及び自動車内外の荷物等に関する盗難・損害等については、当ゴルフ場はその責任を負いません。

(施設内への持込み禁止)

第 10 条 下記のものについては、施設内への持ち込みを禁止いたします。

1. 動物・鳥類等のペット類。
2. 著しく悪臭を放つもの。
3. 鉄砲刀剣類ならびに危険物。
4. 火薬・揮発油等、発火爆発の恐れのあるもの。
5. 騒音を発するもの。
6. 飲食物等。

(施設内行為禁止)

第 11 条 当ゴルフ場の施設内では下記の行為は禁止します。

1. 賭博その他風紀を乱す行為。
2. 物品販売・宣伝広告などの行為。
3. 利用者以外のコース立ち入り。(特に許可する場合を除く)
4. 他人に迷惑を及ぼし、又は不快感を与える行為。
5. 高音・高唄等によるプレー進行、クラブ品位の維持をみだす行為。
6. コース内での練習ストローク。
7. 施設の器具・備品等を持ち出す行為。

(服装規定)

第 12 条 当ゴルフ場利用者はゴルフプレーヤーに相応しい服装を着用願います。

1. サンドル・下駄でのご来場はお断り致します。

(エチケット・マナーの厳守)

第 13 条 ゴルフは時により大変危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット・マナーを守り自己の責任により安全を確認したうえでプレーして頂きます。万プレー中に他の利用者に損傷を与えた場合は、プレーヤー自身の責任において解決していただきますので十分にご注意下さい。

(プレーに係わる行為の厳守)

第 14 条 素振りや、ティーマーク内の打席又は特に指定された場所以外ではなさらないで下さい。打順以外のプレーヤーは、ティーイングエリアに立ち入らないで下さい。

第 15 条 乗用カートを利用してプレーされる場合は乗用カートフロントウィンドウに明示された注意事項に従い、安全にプレーして下さい。

第 16 条 後続組のプレーヤーは先行組に対して自己の飛距離を自分で判断し、セルフプレー及びキャディのアドバイスの如何にかかわらず安全確認のうえ先行組に打ち込まないようプレーして下さい。

第 17 条 同伴プレーヤーは、打者の前方には絶対に出ないで下さい。

第 18 条 スタッフ及びフォアキャディの合図は先行組が通常の飛距離外に先進したと判断される時の合図ですが、合図があっても打者は自己の飛距離を自分で判断して打球して下さい。

第 19 条 隣接ホールへの打ち込みは特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離・飛行方向について適切に判断し慎重に打球して下さい。隣接ホールに打ち込んだ場合には、そのホールのプレーヤーに合図をし、邪魔にならないようプレーするとともに、自己の同伴プレーヤーにも充分気をつけてプレーして下さい。

第 20 条 後続組に対し打球されるときは、先行組のプレーヤーは後続組の打者が打ち終わるまで安全な場所に退避して下さい。

第 21 条 ホールアウトした場合は直ちにグリーンを去り、後続組の打球に対し安全な場所を通り次のホールへ進んで下さい。

第 22 条 雷鳴があった場合には直ちにプレーを中止し、退避所など安全と思われる場所に退避して下さい。

第 23 条 コース内やクラブハウス内での喫煙・火気使用は、所定の場所以外ではご使用にならないで下さい。

第 24 条 利用者がこの利用約款に違反して、第三者に損害等の事故を発生させた場合、又はご自身が傷害等の被害を受けた場合は、当ゴルフ場は一切の損害賠償の責任を負いません。

(クラブの確認)

第 25 条 利用者がプレーを終了した場合はクラブを点検し、間違いがないかを慎重に確認して下さい。確認後のクラブの不足・瑕疵等については責任を負いません。

(宅急便の取り扱い)

第 26 条 宅急便におけるゴルフクラブ・その他お荷物等のお取次ぎは致しますが、お取次ぎに関わる物品の盗難・紛失・損害等の責任は負いません。

(損害賠償の責任)

第 27 条 利用者の故意又は過失により当ゴルフ場の従業員又は施設に損害を与えた場合は、その損害額をお支払い頂きます。

(忘れ物の処理)

第 28 条 当ゴルフ場内での忘れ物は発見の日から3ヶ月お預かりします。ご本人であることを証明して期間内にお引き取り下さい。ゴルフ場での置き置き期間は1か月間となります。期間経過後は当ゴルフ場で任意処分致しますのでご了承下さい。ただし、下着類・その他腐りやすいもの等はこの限りではありません。

(料金のお支払い)

第 29 条 料金は当日のプレー終了後フロントにおいて現金又は所定のクレジットカードにてお支払い頂きます。

(個人情報収集と利用)

第 30 条 当ゴルフ場は、適法かつ公正な方法により利用者の個人情報を収集するとともに、個人情報利用の際は利用目的を明確にし、その目的から逸脱しない範囲で行います。

付 則 本約款は1998年1月1日より施行いたします。
本約款は2024年9月25日より改正施行いたします。

以上